

議案第4号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

平成20年3月1日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

保険料率を改定する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の8.32」を「100分の8.29」に改める。

第9条中「45,250円」を「45,110円」に改める。

附則別表中	「	100分の7.27	「	100分の7.25
		39,530円		39,410円
		100分の7.18		100分の7.15
		39,020円		38,890円
		100分の7.29		100分の7.27
		39,650円		39,520円
		100分の7.26		100分の7.24
		39,480円		39,360円
		100分の7.26		100分の7.23
		39,440円		39,320円
		100分の6.86		100分の6.84
		37,310円		37,190円
		100分の6.89		100分の6.86
		37,440円		37,320円
	」		」	

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、広域連合規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（委任）

3 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。